



3 高自共第 166 号  
令和 3 年 5 月 25 日

国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所長 様

高知県知事 濱田 省司



「阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）」に係る第二種事業の判定について（通知）

令和 3 年 3 月 29 日付け国四整土調第 83 号にて高知県環境影響評価条例第 5 条第 1 項の規定により届出のありました「阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）」に係る第二種事業について、高知県環境影響評価条例施行規則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、別紙のとおり判定し、同条例第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、通知します。

## 阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）に係る第二種事業についての知事判定

### 1. 判定結果及び判定理由

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）に係る第二種事業については、高知県環境影響評価条例施行規則第6条第1項及び第2項の各号に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、その一部に十分な配慮や対策が必要ではあるものの、安芸市、安田町、田野町及び奈半利町の意見の中で求められているとおり環境調査等を含む適切な措置を講じ、かつ、次の指摘する点を踏まえた対応を、事業届出者がその責任のもと実施することで、いずれの要件にも該当しないことから、この条例（第5条を除く）の規定による環境影響評価等その他の手続きが行われる必要はないと判定する。

### 2. 指摘事項

#### (1) 野生動植物・生態系について

ア 道路の施工にあたっては、例えば、法面への吹き付けや植生シートに用いる種子にその地域の在来種を用いることや、事前に発芽させて在来種であるか確認することなど、過去の事例も参考にして対応を検討し、施工後のモニタリングを含め、外来種の侵入や拡散につながらないように配慮すること。

イ ニホンアカガエルやトサシマドジョウ等の絶滅危惧種や、ムカシトンボ等の希少動植物については、その把握を十分行い、影響を最小限に留めるよう配慮すること。

ウ コフキヒメイトトンボは、生息地が局在しており、狭い範囲にまとまって生息していることから、改変が小規模であっても影響が大きくなるため配慮すること。

エ 伊尾木洞のシダ群落は湿った場所にあり、工事による乾燥の影響に配慮すること。

オ 植物の保全にあたって、移植による措置を選択する場合は、定着しない事例が多いため慎重に対応を行うこと。

#### (2) 地形の改変について

事業予定地域内にある傾斜の緩やかな、また地盤的にしっかりした海岸段丘を活用する等、地形の改変をできるだけ小規模に留めるよう努めること。